

中小企業等の事業主等の皆様へ

メンタルヘルス対策、取り組んでいますか？

◇職場のストレスによるうつ病などの心の病が原因で、
休職したり、退職したりする労働者が増えています。

精神障害による労災申請件数は過去10年で2倍近く増加！

◇使用者は、労働者の生命・身体等の安全を確保し、安心して働くことができるよう配慮しなくてはなりません。

心身の健康もこの安全配慮義務の対象です。この義務を怠り労働者に損害を生じさせたときは、使用者に賠償責任が発生することも！

ストレスチェック制度も義務化され、メンタルヘルス対策は今や企業の労務管理上欠かせない重要課題です！！



派遣費用
無料

そこで 愛知県のメンタルヘルス対策企業等アドバイザー派遣制度の御活用を！

メンタルヘルス対策に精通したアドバイザーを無料で派遣し、企業の取組みを支援します。

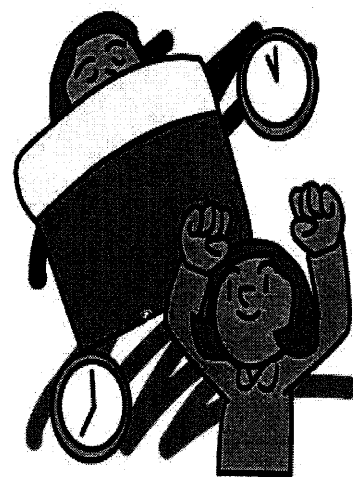
- 1 派遣対象企業等 ◇岡崎市・碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・幸田町の、
常時雇用する労働者の数が300人以下の事業所
◇上記市町内で構成員の過半数が中小企業規模事業所（労働者300人以下）
である団体
- 2 派遣する講師 愛知県が委嘱した職場のメンタルヘルスに精通した産業医、社会保険労務士等
- 3 主なアドバイス内容 ・心の健康づくり計画の策定
・労働者に対する教育研修会の提供等
・労働者の相談に応ずる体制の整備
・休業者の職場復帰の支援等

<申込方法>

職場のメンタルヘルス対策企業等アドバイザー派遣申込書
(裏面、様式1)を下記までFAXまたは、郵送して下さい。

<申込及び問合せ先>

愛知県西三河県民事務所 産業労働課
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4
電話 (0564) 27-2782 (ダイヤルイン)
FAX (0564) 23-4653



 愛知県

様式1

職場のメンタルヘルス対策企業等
アドバイザー派遣申込書

平成 年 月 日

愛知県西三河県民事務所長 殿

(申請者)

このことについて、次のとおり申込みます。

事業所名 又は団体名			
	担当部署名	担当者職氏名	
区分	新規 ・ 再		
所在地	〒		
電話			
F A X			
E - M a i l			
事業所の常用雇用 する労働者の数 (企業全体の常用雇用者数)	人 (人)	団体の構成員数 (うち県内の300人 以下企業数)	()
参加予定人数	人	業 種	
会場予定		労働組合の有無	有 ・ 無
希 望 す る テ ー マ			
派 遣 希 望 日 時	第1希望 平成 年 月 日・ 時 分～ 時 分まで	第2希望 平成 年 月 日・ 時 分～ 時 分まで	第3希望 平成 年 月 日・ 時 分～ 時 分まで

※この申込書は、「職場のメンタルヘルス対策企業等アドバイザー派遣事業」のみに使用し、他には
利用しません。